第10章 目標値と計画の評価

- 10-1 目標値の設定の考え方
- 10-2 定量的な目標値の設定
- 10-3 計画の推進
- 10-4 計画の進行管理

第1章 は

防災指針

第5章 設定 誘導区域の

第6章 設定 誘導区域の の

第7章 設定 読導施設の

第8章 誘導施策

第9章 届出制度

第 10 章 計 計 画 の 評 価

10-1 目標値の設定の考え方

立地適正化計画では、計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に提示するとともに、PD CAサイクルを適切に機能させる観点から、本計画にて定めた基本的な方針を実現するための「定量的な目標値」を設定します。

定量的な目標値は、以下の2つの考え方に基づき設定します。

① 4つの基本的な方針の取組施策に関する評価指標を設定

第3章 基本的な方針

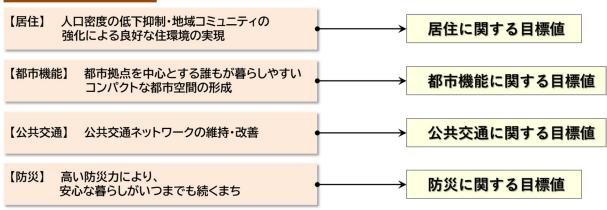


図 10-1 基本方針に対応した目標値の設定

② 中期的な時間軸にて目標値を設定

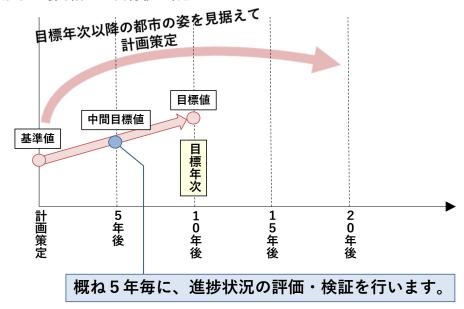


図 10-2 中・長期的な目標値の設定







10-2 定量的な目標値の設定

まちづくりの方針を実現するために設定した誘導施策の進捗を評価する指標として、目標値 を次のとおり設定します。

(1) 居住に関する目標値

人口減少が進行する将来、生活サービスを維持し、提供し続けるためには、一定の居住人口 によって都市機能を支えるための都市づくりが必要になります。

そこで、居住誘導区域内の人口密度を以下のとおり設定します。

目標指標 居住誘導区域の人口密度	
------------------	--

基準値	中間目標値目標値目標値	
令和2(2020)年	令和 10(2028)年	令和 15(2033)年
49.3 人/ha	中間目標値 > 46.7 人/ha (推計値)	目標値 > 44.6 人/ha (推計値)

※1 ha 当たり 40 人: 既成市街地の人口密度の基準

指標の算定方法

- ・基準値は、国勢調査より算出
- ・目標値は、第7次総合計画策定のための将来人口推計結果より算出

(2) 都市機能に関する目標値

生活利便性を維持・向上していくためには、都市機能誘導区域内の生活利便機能を維持・増進していく必要があります。

そこで、都市機能誘導区域内の誘導施設数を以下のとおり設定します。

目標指標	都市機能誘導区域内の誘導施設の数
------	------------------

基準値	中間目標値	目標値
令和5(2023)年	令和 10(2028)年	令和 15(2033)年
49 施設	中間目標値 ≥ 50 施設	目標値 ≧ 51 施設

指標の算定方法

- ・基準値は、現在立地している誘導施設の数(時点:令和5年10月末現在)
- ・目標値は、現在立地している施設を維持しつつ、不足している4機能のうち、半数の 2機能の誘導を図る

※野幌:介護福祉機能、大麻:介護福祉機能、江別:複合機能又は商業機能、高砂:金融機能

11 はじい

第2章 現状と課の

第3章 基本的な

第 5 章 設 設 導 区域の

> # 6 | 競導区域の 関導区域の

> > 7 5 一段 記 施設の

誘導施等

9 1 届出制度

第10章 計画の評価と





(3)公共交通に関する目標値

各拠点間や居住地とのネットワーク形成を担う公共交通の持続性を確保するためには、一定 の利用者を維持していく必要があります。

そこで、路線バス利用者数を以下のとおり設定します。

目標指標	路線バス輸送人員

基準個	直	中間目標値	目標値
令和3(20)21)年	令和 10(2028)年	令和 15(2033)年
【市内路線】	356 千人/年	中間目標値 ≥ 520千人/年	次期地域公共交通計画の 目標値
【市外路線】2,	637 千人/年	中間目標値 ≥ 3,500 千人/年	次期地域公共交通計画の 目標値

指標の算定方法

- ・基準値、中間目標値は、地域公共交通計画から抜粋
- ・地域公共交通計画は計画期間が令和 10 年度までであり、目標値は次期計画による

(4) 防災に関する目標値【再掲】

災害時、自ら避難することが困難であり、支援を必要とする「避難行動要支援者」とされる 方たちは、情報を速やかに入手できないという不安があります。大規模災害時等に要支援者の 方々に迅速かつ安全な避難をしていただくためには、自治会など地域の住民組織による避難支 援体制の充実が必要不可欠となります。

そこで、避難行動要支援者避難支援制度に参画する協力自治会の割合を以下のとおり設定します。

目標指標	避難行動要支援者避難支援制度に参画する協力自治会の割合

基準値	中間目標値	目標値
令和5(2023)年	令和 10(2028)年	令和 15(2033)年
43%	中間目標値 ≧ 59%	目標値 ≧ 75%

指標の算定方法

- ・基準値は、全164自治会の内、71自治会が参画(時点:令和5年10月末現在)
- ・目標値は、全 164 自治会の内、123 自治会の参画を目標とする



10-3 計画の推進

(1)協働・連携による推進

本市では、協働のまちづくりを進めており、今後の少子高齢化や社会経済情勢の変動、多様化する市民ニーズなどに対応する都市づくりを進めるためには、市民、自治会、NPO、ボランティア・市民活動団体、企業、大学、行政等が連携し、協働の取組を進める必要があります。

本市の行政による取組においても、国や北海道、各関係機関などと連携するとともに、近 隣自治体との広域的な連携により、効率的で効果的な都市づくりを推進します。

また、本計画による都市づくりに関連する分野は多岐にわたることから、庁内においても、 関係部局との連携や情報共有に努めます。

(2) 推進方法

計画は、都市づくりの指針となる都市計画マスタープランの一部とされ、都市計画マスタープランにおけるコンパクトなまちづくりの実践を担う計画として、その方向性を踏まえた都市づくりに関する施策、関連する個別計画や事業等を推進することで、将来都市像の実現を目指します。

都市計画においては、社会経済情勢等の変動や市民ニーズ、都市づくりの進捗状況などを踏まえ、適切に都市計画決定や変更を行います。

また、都市計画の決定や変更手続きに当たっては、市民へ広く周知し透明性を確保するとと もに、地域住民等が主体となる都市計画提案制度の適切な運用など、住民参加による都市づく りの取組を進めます。

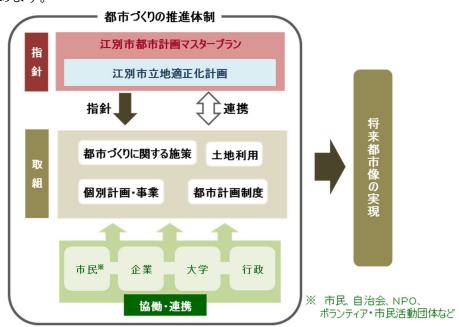


図 10-3 立地適正化計画の推進体制

第13

第2章 現状と課の

第3章 方基 本的な

5.4章 防災指針

第5章 設定 誘導区域の

第6章 誘導区域の

子一段定の調整を

誘導施策

第9章 届出制度

第 10 章 | |計画の評価 | 計価値と



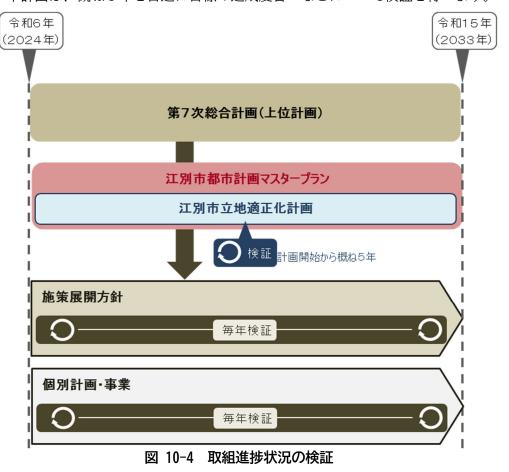


10-4 計画の進行管理

(1)計画の検証

本計画の進行管理は、総合計画と都市計画マスタープランや個別計画に基づく「施策展開方針」の取組に対し、PDCAサイクルによって、毎年、検証を行うこととし、関連する個別計画や事業においても、行政評価システムを活用した検証により、効果的な事業等の推進に努めます。

また、本計画は、概ね5年を目途に目標の達成度合いなどについて検証を行います。



(2) 計画の見直し

本計画の推進にあたり、上位計画である「第7次総合計画」や「札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市計画マスタープラン」の改定、社会経済情勢をはじめとした環境変化、関連する個別計画や事業の方向性など、本計画の都市づくりに与える影響等を踏まえ、必要に応じて本計画の部分的な見直しを行うことで、柔軟で持続性の高い都市づくりの計画とします。

